

平成19年度法令外分担金の拠出に係る取り扱いについて（案）

法令外分担金特別委員会では、昨年度、都道府県の2/3以上が分担金を拠出している団体のうち、都道府県の知事等の職員や行政委員会のみで構成する34団体についての検討結果を基に、各団体に対して、分担金の拠出について、廃止、縮減等の協力要請を行った。

今年度は、都道府県のほか市町村等を構成員に含む団体や法人格を有する団体など、114団体について、分担金の一時的徴収停止、縮減等の意向を全都道府県に照会し、この意見照会結果を基に、下記の区分に沿って、平成19年度に向けた法令外分担金の拠出に係る取り扱いについて取りまとめを行った（114団体のうち4団体は都道府県の2/3以上の分担金拠出がないため除外した。）。

1. 分担金拠出を「一時的徴収停止する」と「縮減する」の意見の合計が回答数の2/3以上ある団体で、かつ、繰越金比率（繰越金/会費）が2.0以上の団体については、分担金を一時的徴収停止するよう要請する。
⇒ 9団体
2. 分担金拠出を「縮減する」意見が回答数の1/2以上ある団体（3に該当するものを除く。）については、分担金拠出を縮減するよう要請する。
縮減率は10%を目途とし、具体的な縮減率は各団体の判断に委ねる。
⇒ 94団体
3. 分担金拠出を「縮減する」意見が回答数の1/2以上ある団体で、かつ、宝くじ収益金を財源とする団体は、分担金拠出を縮減するよう要請し、かつ、総務省及び全国宝くじ協議会にも要請を行う。
縮減率は10%を目途とし、具体的な縮減率は各団体の判断に委ねる。
⇒ 2団体
4. 「現状維持」意見が回答数の1/2以上、及び、事業委託費的な分担金である団体は、分担金拠出は現状維持とする。
⇒ 5団体
5. 対象団体の代表者等への通知
全国知事会議において上記取り扱いが決定された後、各団体の代表者に平成19年度分担金の請求に当たっては所要の措置を講じて頂くよう協力要請を行う。
都道府県知事へは、上記協力要請内容、対象団体リストを送付する。

平成18年12月18日

法令外分担金特別委員会
委員長 佐賀県知事 古川 康

(参考)

分担金拠出団体の分類とその対応方針

